

令和4年（小行審）第1号 行政情報部分開示決定処分取消請求事件

答 申 書

第1 審査会の結論

- 1 小松島市長（以下「処分庁」という。）が、令和4年5月13日付け小総第53号で行った行政情報部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）で非開示とした情報のうち、別表の開示すべき情報欄に記載した各情報は開示すべきである。
- 2 処分庁のその余の決定は、結論において妥当である。

第2 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

小松島市行政情報公開条例（平成12年小松島市条例第47号。以下「情報公開条例」という。）に基づき、審査請求人が行った令和3年1月10日開催の不当要求行為等防止委員会（以下「本件会議」という。）にかかる「委員発言・協議録」（以下「協議録」という。）及び「会議資料一式」（以下これらを「本件対象文書」という。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、処分庁が行った本件部分開示決定について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

令和4年5月6日付け小総第48号による行政情報開示決定により開示された行政情報に一部、虚偽が含まれており、それにより、不当要求行為等防止委員会における結論を誤らせ、誤った具体的対処方針が取られた。

実施機関内部の意思形成過程の情報（未成熟な情報）は、実施機関が十分な調査を行わなかったためであり、また、市民に無用な混乱が生じ公正な事務執行が妨げられているので、非開示の理由に当たらない。

第3 審査請求に対する処分庁の弁明要旨

1 協議録の非開示について

本件会議は、市職員に関して生じた関係者（以下「本件関係者」という。）との具体のトラブル（以下「本件トラブル」という。）に関する具体的対処方針等について協議を行ったものであり、その協議録は、しるべき権限を有する者による意思決定に至る中途の、意思形成過程に

おける情報に当たる。

こうした協議における出席委員の個別の発言が仮に開示情報に該当するとした場合、委員会が扱う対象の性質上、将来の会議における出席委員の萎縮を招き、必要な情報が得られにくくなるなどのおそれがある。

また、協議録には、実施機関内部の見解が変遷している様子が記録されており、こうした未成熟な情報が開示されると、市民に誤解や混乱を生じさせるおそれもある。

さらに、本件トラブルに係る市職員（以下「本件職員」という。）を容易に特定できる情報であって、公にすることにより個人の正当な利益が損なわれるおそれがあるものも記載されている。

以上から、協議録は、情報公開条例第7条第2号及び第5号により、開示しないこととしたものである。

2 会議資料1の非開示について

会議資料1は、専ら作成者である本件職員の視点に依拠して作成されており、実施機関としては、未成熟な、意思形成過程における情報に該当する。これが公にされれば、市民に誤解や混乱を生じさせるおそれがある。

また、小松島市不当要求行為等防止要綱に基づく報告書である会議資料1が開示されるものであることを前提とすれば、報告書の内容の性質上、作成者が萎縮し、ひいては、適正な意思決定に支障が生じるおそれもある。

さらに、本件関係者及び本件職員の氏名も記載されているほか、本件職員に関しては、個人に関する情報であって「職務の遂行に係る情報」とはいえない情報、あるいは、情報公開条例第7条第2号ウただし書にある「公にすることにより個人の正当な利益が損なわれるおそれ」がある情報が記載されている。

以上から、会議資料1は、情報公開条例第7条第2号及び第5号により、開示しないこととしたものである。

3 会議資料2の非開示について

会議資料2は、本件職員及び関係職員についての聴取の要旨をまとめた報告書であり、会議資料1同様、職員個人の視点に依拠したものである。未成熟な、意思形成過程における情報に当たり、公にされれば、市民に誤解や混乱を生じさせるおそれがあるとともに、開示されるものであることを前提とすれば、聴取相手が萎縮し、ひいては、適正な意思決

定に支障が生じるおそれもある。

また、本件関係者の個人に関する情報が、当該個人を識別できるかたちで記載されている。

以上から、会議資料2についても、情報公開条例第7条第2号及び第5号により、開示しないこととしたものである。

4 会議資料3の非開示について

会議資料3は、本件トラブルに関する本件関係者及び本件職員からの聴き取りの記録並びに本件関係者の行為が不当要求行為等に当たるかどうかについての内部協議の記録をまとめたものであり、本件会議における協議に資する目的で作成された、意思形成過程における情報である。客観的事実や最終的な見解とは異なる情報も記載されており、公にした場合、市民に誤解や混乱を生じさせるおそれがある。また、本件関係者の個人の氏名等、個人情報も記載されている。

以上から、会議資料3についても、情報公開条例第7条第2号及び第5号により、開示しないこととしたものである。

5 会議資料4の非開示について

会議資料4は、本件トラブルの際の本件職員及び本件関係者の言動等に関する担当課間の協議の内容をまとめた、意思形成過程における情報である。公にされれば、市民に誤解や混乱を生じさせるおそれがあるだけでなく、率直な意見交換が不当に損なわれるおそれもある。

以上から、会議資料4については、情報公開条例第7条第5号により、開示しないこととしたものである。

6 会議資料5の非開示について

会議資料5は、本件関係者が法人の代表者名で市に提出した書類であり、本件関係者の視点から、本件トラブルの際の様子及び本件関係者の心情、その後の本件関係者と総務課とのやりとり等が記載されている。本件トラブルは、本件関係者の法人としての行為にかかるものである一方、具体の行為をしているのは個人である。この書類が公になれば、個人としての権利利益をも損なうおそれがあることも踏まえると、当該情報は個人に関する情報にも当たると考えるのが適当である。

以上から、会議資料5については、情報公開条例第7条第2号により、開示しないこととしたものである。

7 会議資料6の非開示について

会議資料6は、本件関係者から市に対する要望、同要望を書面で行った理由、本件トラブルの際の本件職員との間のやりとりについて記載された、本件関係者が作成した書類である。本件関係者が本件トラブルに関係していることがわかる内容となっており、公になれば、個人としての権利利益をも損なうおそれがあることから、個人に関する情報に当たる。

以上から、会議資料6についても、情報公開条例第7条第2号により、開示しないこととしたものである。

第4 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び処分庁の弁明並びに本件対象文書を基に審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件対象文書

本件対象文書は、本件トラブルに関し本件職員が行った報告を端緒として開催された、令和3年11月10日の本件会議における委員等の発言を記録した協議録及びこのときの会議資料一式である。

2 本件部分開示決定の妥当性について

ア 協議録について

当審査会が見分したところ、協議録には、本件会議の開催日時、場所、出席委員名等の記載に続き、出席委員等の発言内容が記録されており、その中には、「本件職員が提出した報告書、本件関係者が提出した書類及び総務課職員が関係職員から聴取した結果を元に整理した本件トラブルの際の本件関係者及び本件職員の様子」、「本件トラブルがあった当日に本件関係者と総務課職員が面談した際の本件関係者の主張の内容」、「本件トラブルがあった日の翌日である10月28日に行われた、本件トラブルの際の本件関係者の行為が不当要求行為等に該当するかどうかについての内部協議の内容」、「本件トラブルの際の本件職員の言動が地方公務員法等に照らして妥当なものであったか等についての人事課・総務課による協議の内容」、「本件トラブルの際の本件関係者の行為が不当要求行為等に該当するかどうかについての出席委員等の意見」、「本件トラブルに関しての本件関係者に対する市としての具体的対処方針にかかる発言」といった情報が記載されていることが確認された。

本件会議は、本件トラブルに係る具体的対処方針等についての内部協議を行ったものであり、その記録である協議録は、市としての意思形成過程における情報に該当するものと考えるのが妥当である。

また、不当要求行為等防止委員会が協議等の対象とするのが基本的に不当要求行為等の具体的事案であることにかんがみれば、その協議録が公開されるとの前提においては、今後の会議での委員の発言を萎縮させることは十分あり得ることであり、その結果、率直な意見の交換が損なわれる蓋然性は、相当程度に高いと言える。

審査請求人は、この点、「説明責任の観点から情報を開示することによる利益と、開示によってもたらされる不利益とを比較衡量する」必要があると主張する。ただ、会議における率直な意見の交換が損なわれることで、不当要求行為等に対する実施機関の対処を誤らせ、行政の公正又は円滑な遂行が妨げられるおそれを生じさせること、並びに、本件会議の内容は、本件関係者その他の関係者の権利義務等に影響するものではないことからすれば、審査請求人の主張する比較衡量の結果においても、協議録は、情報公開条例第7条第5号により非開示とすべきものである。

一方、処分庁は、協議録の中に、本件職員を容易に特定できる情報であって、「職務の遂行に係る情報」とはいえない情報も記載されていると弁明するが、協議録に記載された本件職員に関する情報は、その職務を離れたものとは言えず、「職務の遂行に係る情報」に当たると考えるべきである。

以上、前段記載の処分庁の弁明は当てはまらないものの、協議録を非開示とした処分庁の決定は、結論において妥当である。

イ 会議資料1～4について

当審査会が見分したところ、会議資料1は小松島市不当要求行為等防止要綱第6条の規定により本件職員が作成し委員会に提出された不当要求行為等報告書、会議資料2は本件トラブルの様子についての農業委員会事務局職員からの聴取内容及び本件トラブルに関連する事項についての本件職員からの聴取内容を総務課が記録した書類、会議資料3は本件トラブルに関して本件関係者及び本件職員から総務課が聴取を行った際の記録、並びに、本件トラブルの際の本件関係者の言動が不当要求行為等に当たるかどうか等についての総務課内での協議記録、会議資料4は本件トラブルの際の本件関係者の言動が不当要求行為等に当たるかどうか、本件トラブルの際の本件職員の言動が職権乱

用に当たるかどうか等について人事課及び総務課において協議した際の記録であることが確認された。これらは、市としての意思形成過程における情報に当たる。

これらの書類が開示情報に当たることを前提とした場合、協議録同様、その対象の特殊性からして、不当要求行為等があった場合の不当要求行為等防止委員会への報告や、事実確認等のための聴取、事案処理に関する職員間の協議等における意思表示に際し職員を萎縮させる可能性は十分ある。

また、「ア 協議録について」において行った開示の利益と不利益の比較衡量の結果も、協議録の場合と同様であり、情報公開条例第7条第5号への非該当の理由となるものではない。

以上、会議資料1～4を非開示とした処分庁の決定は、結論において妥当である。

ウ 会議資料5について

当審査会が見分したところ、会議資料5は小松島市不当要求行為等防止要綱別記様式と同様の書式により、本件トラブルの発生日時、発生場所、対応した市職員、本件関係者の氏名等のほか、本件トラブルの際の本件関係者と本件職員等とのやりとり等を、本件関係者が記載し、法人の代表者としての本件関係者の名義で総務課に提出された書類であることが確認された。

会議資料5について、処分庁は、「本件関係者個人の氏名が記載されており、当該個人が本件トラブルに関係していることがわかる。本件トラブルは、本件関係者の法人としての行為にかかるものである一方、具体の行為をしているのは個人である。この書類が公になれば、個人としての権利利益をも損なうおそれがあることも踏まえると、当該情報は個人に関する情報にも当たると考えるのが適当である。」と弁明する。

ただ、会議資料5は、形式として、法人の代表者が作成し、市に提出した書類であり、その内容も、全体的に法人の事業活動に関する事項が記載されていることから、全体として法人に関する情報に当たるものと考えべきである。「事案の概要」欄の記載も、法人の事業活動を代表者個人が具体化したものに過ぎず、こうした情報が全て個人情報に当たらないとは限らないものの、当該記載について見れば、当該記載中の代表者の行動が法人の事業方針に基づくものではないと考える特段の理由は認められないことから、個人情報ではなく法人情報

に当たると考えるのが妥当である。

一方、「相手方」の「身体的特徴」欄及び「その他」欄に記載の情報については、専ら個人情報に該当する。

また、「対応状況」欄のうち、法人を文章上の主語とした本件トラブルの際の心理状態を記載した部分についても、あくまで個人の心情を前提としたものと考えるのが相当であることから、当審査会としては、当該部分は個人情報に該当するものと判断する。

以上、会議資料5の全部を非開示とした処分庁の決定は妥当でなく、別表の開示すべき情報欄に記載した情報（会議資料5にかかるものに限る。）は、開示すべきである。

エ 会議資料6について

当審査会が見分したところ、会議資料6は、本件関係者が作成し、総務課に提出した書面であり、法人の代表者としての本件関係者の名義による農業委員会事務局に対する要望、本件トラブルの際の本件関係者と本件職員等とのやりとり等が記載されていることが確認された。

会議資料6について、処分庁は、会議資料5同様、「本件関係者個人の氏名が記載されており、当該個人が本件トラブルに関係していることがわかる。本件トラブルは、本件関係者の法人としての行為にかかるものである一方、具体の行為をしているのは個人である。この書類が公になれば、個人としての権利利益をも損なうおそれがあることも踏まえると、当該情報は個人に関する情報にも当たると考えるのが適当である。」と弁明する。

ただ、会議資料6に記載された情報はすべて、法人の代表者が法人の事業活動として行った行為に関するものであり、法人情報と考えるのが妥当である。

以上、会議資料6の全部を非開示とした処分庁の決定は妥当でなく、会議資料6はすべて開示すべきである。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和4年7月25日	諮問書の受理、審議
令和4年8月18日	審査請求人による口頭意見陳述、審議
令和4年9月16日	審議
令和4年10月5日	審議
令和4年10月17日	審議

小松島市情報公開審査会

別表

文書名	開示すべき情報
会議資料 5	次に記載した情報を除く情報 ・「相手方」の「身体的特徴」欄及び「その他」欄に記載された情報 ・「対応状況」欄に記載された情報のうち、同欄 7 行目 1 字目から 8 行目 3 0 字目までの部分
会議資料 6	すべての情報